

金ハ之ヲ支給セザルモノトス

第七十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ解雇スルコトアルベシ

- 一、技術不熟練ニシテ上達ノ見込ナシト認ムルモノ
- 二、精神ニ異狀ヲ呈シ又ハ老衰、傷病ノタメ身体羸弱ニシテ勤務ニ堪ヘ難シト認ムルモノ
- 三、不健康ニシテ工場ノ衛生ニ害アリト認ムルモノ若クハ工場法令ニヨリ就業ヲ禁止スベキ疾病アルモノ
- 四、業務不熱心、品行不良又ハ性懶惰ニシテ改悛ノ見込ナシト認ムルモノ
- 五、刑罰ニ觸レタルモノ
- 六、懲戒處分ヲ受ケタルモノ
- 七、定限年齢以上ニ達シタルモノ
- 八、其他本社職工タルニ適セザルモノト認ムルモノ

第七十八條

職工ハ左記ノ禁制ヲ犯スベカラズ、犯シタルモノハ之ヲ懲戒處分ニ附ス

- 一、工場ニ於テ政治運動勞動運動等ヲナスコト
- 二、本社ノ許可ナクシテ工場ニ於テ演說又ハ貼紙其他多數集合ヲナスコト
- 三、本社ノ許可ナクシテ工場ニ於テ廣告其他ノ書類印刷物等ヲ頒布收受スルコト
- 四、本社ノ許可ナクシテ工場ニ於テ頼母子講其他ノ講ヲ作り又ハ其入會ヲ勸誘シ或ハ金品ノ寄附ヲ求メ若クハ之ニ類似ノ行爲ヲナスコト
- 五、同盟罷業怠業等ヲナシ又ハ之等ノ行爲ニ關シ煽動教唆強迫等ヲナシ又ハ其謀議ニ參與スルコト
- 六、本社ニ對シ損害ヲ與ヘ又ハ不利益ナル言動行爲ヲナシ其他浮說ヲ宣傳流布スルコト
- 七、工場ノ秩序風紀ヲ紊ス如キ行爲ヲナスコト
- 八、工場ニ於テ爭鬭又ハ喧騒シ若クハ遊惰盜眠放歌スルコト